

社会福祉法人沖縄エンゼル福祉会役員の費用弁償及び役員報酬に関する規程

第1条 この規程は、沖縄エンゼル福祉会理事、監事、評議員（以下役員という）に対する費用弁償及び役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

（費用弁償）

第2条 前条に定める者が、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の支給方法は、グッピー保育園職員旅費規程に準じ園長級相当とする。

（役員報酬）

第3条 理事長に理事長手当として月額 5000 円を支給する。

2 役員が理事会又は、評議員会に出席したときは、その出席日数1日につき、5000円（交通費を含む）を支給する。

3 監事及び理事が監事監査に出席した時は、その出席日数1日につき、5000円（交通費を含む）を支給する。

4 評議員が評議員会に出席した時は、その出席日数1日につき5000円（交通費を含む）を支給する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年4月より適用する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附則

この規程は、平成29年5月31日から施行する。